

# 厚生文教常任委員会

平成30年9月12日

葛城市議会

# 厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成30年9月12日（水） 午前9時30分 開会  
午後1時46分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井	覚
副委員長	内野	悦子
委員	杉本	訓規
〃	梨本	洪珪
〃	奥本	佳史
〃	谷原	一安
〃	藤井本	浩

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	吉村	優子
議員	川村	優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	松山	善之
教育長	杉澤	茂二
市民生活部長	松村	昇道
市民生活部理事兼 クリーンセンター所長	木村	喜哉
保険課長	東	錦也
〃 補佐	葛本	康彦
市民窓口課長	西川	嘉則
〃 主幹	増井	朋子
環境課長	庄田	康則
保健福祉部長	巽	重人
保健福祉部理事	中井	浩子
社会福祉課長	林本	裕明
〃 補佐	西川	賢
子育て福祉課長	井上	理恵

〃	補佐	新澤健嗣
長寿福祉課長		森井敏英
〃	補佐	高橋勝英
〃	補佐	鬼頭卓子
健康増進課長		岩永睦治
〃	補佐	倉田千春
教育部長		岸本俊博
教育委員会理事兼		
学校教育課長		吉川正人
教育総務課長		吉井忠
〃	補佐	吉川勝
学校給食センター所長		吉村和則
体育振興課長		白澤真治

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長		中井孝明
書記		吉村浩尚
〃		高松和弘
〃		吉留瞳

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第45号 葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について
- 議第46号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について
- 議第49号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第50号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について
- 議第51号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第52号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第53号 平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) ゴミの減量化に関する諸事項について
- (2) 学校給食に関する諸事項について
- (3) 磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について

開 会 午前9時30分

**西井委員長** ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。きのう、一般質問まで本会議は3日間行われまして、大変議員各位はお疲れでございましょうが、本日の付託された案件を慎重審議のほどよろしくお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

委員外議員の出席は、川村議員でございます。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず、初めに、議第45号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

岸本教育部長。

**岸本教育部長** 教育部長の岸本でございます。

ただいま上程いたしております議第45号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

体力づくりセンター、ウェルネス新庄につきましては、地域住民の方のスポーツへの親しみ、健康づくりの普及、振興を図るための施設として、平成16年4月にオープンいたしております。施設の管理運営には指定管理者制度を導入し、平成16年4月から平成26年3月までの10年間で、途中5年目で1回更新を行い、株式会社コナミスポーツ&ライフに管理運営を行っていただきました。その後、平成26年4月からは、公募によりましてコナミスポーツ&ライフと近鉄ビルサービスグループの共同事業体に管理運営を行っていただいております。平成30年度で5年目を迎えることとなります。このときの公募では10年間の事業計画書を提出いただいております。それも含めての選定を行っております。協定書の指定期間につきましては5年となっております。指定管理満了6カ月前に甲乙両者が協議の上、合意し、かつ、市議会での議決を経た場合は、指定管理者としての指定期間は、1回を限度に更に5年間延長されるものとなっております。

現在指定管理を行っていただいておりますコナミスポーツと近鉄ビルサービスグループには、安定した管理運営を行っていただいていると認識しております。また、同社からは、引き続き指定管理者としての管理運営を行いたい旨の指定管理者指定申請が提出されております。このことから、協定書に基づきまして、このたび1回更新をさせていただき、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間で第2期目として、同事業体を指定管理者として指定することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。詳しい中身につきましては課長より説明させていただきます。

**西井委員長** 白澤課長。

**白澤体育振興課長** 体育振興課の白澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料といたしまして、1ページの資料でございますが、こちらの方には6番目に年度別施設利用状況及び実績として記しております。利用状況といたしまして、それぞれ4年間、平成30年度の計画、それから、平成31年度から平成35年度の計画としてつけさせていただいております。その下に実績といたしまして、それぞれ市からの補てん金、それから、市運営収益金といたしまして、その差し引き効果の数値を入れさせていただいております。

それから、2ページ目でございますが、こちらにおきましては、それぞれの収入実績の明細といたしまして、各項目におきまして詳細に記されております。その経費といたしまして2番目に明記しております。最終的に売上合計、プロショップ等原価、成果配分に係る計画数値、当年の成果、市運営収益金といたしまして数字を明記させていただいております。

それから、A3の資料でございますが、指定管理評価といたしまして、平成26年4月1日から平成30年3月31日の期間を対象に、5項目におきましてそれぞれの小分類として5段階、AからEまでの5段階評価といたしまして、それぞれの総合評価とさせていただきます。評価につきましては、まず1番目、サービスの質の維持・向上につきましては、指定事業は計画的かつ積極的に取り組んでおり、要望にも適宜対応し、また、体力づくりセンター運営協議会にも積極的に組織を活用し、施設運営に協力し努力していると評価。2番目の、適正な施設の管理につきましては、施設の保守、管理は適正に実施され、利用者の利便性に配慮し、施設の安全管理に努めている。それから、3番目、収支、経費節減におきましては、無駄を省き、収支状況も適正かつ良好である。4番目、指定管理者の経営状況等につきましては、予算等関係書類は特に問題なく、経営状況は良好である。5番目、その他といたしまして、文書等の管理、評価の実施で、書類等は適切に管理されているが、具体的な評価体制が構築されていないと評価させていただきました。

総合評価といたしまして、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、職員の対応、環境美化、事故防止対策、衛生管理において良好であると判断。今後は、引き続き危機管理を最重点課題に位置づけ、効率的な施設運営と管理経費の縮減などの取り組みにおいて、更なる利用者ニーズに応えるべく、創意工夫とアイデアを出し合い、利用者満足度の向上を期待するという形で評価しております。

資料の説明としては以上です。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

梨本委員。

**梨本委員** 皆様、おはようございます。梨本です。よろしくお願いいたします。

まず、体力づくりセンター指定管理において、2枚目にいただいた収入実績明細の方で教えていただきたいんですけども、平成26年度実績、平成27年度実績と順番に書かれてるんですけども、平成27年度実績だけが、スイミング会費、フィットネス会費がほかの年と比べて、数字に非常に増減があると。小計を見てみると大体同じような数字になってますので、内部の取扱いが違うのかなというふうにも考えるんですけども、その辺の事情がおわかり

であれば一つ教えていただきたいというのが1点目でございます。

2つ目が、利用者数の合計なんですけれども、おおむね平成26年度は約33万1,000人、平成27年度は33万8,000人というふうに、大体これぐらいの数字で推移しているわけなんですけれども、体力づくりセンターのマックスといいますか、大体何人ぐらいを想定して最大利用者が利用できるのか。この先、利用者数がふえる見込みがあるのかということをもう一つ教えていただきたい。予定では34万人ぐらいというふうに見込まれてますけれども、これが本当に適正な数字なのかということと、どう評価されてるのかということをお聞きいたします。

3点目なんですけれども、指定管理評価表のところでもいろいろと評価をしていただいている。その中でおおむねB以上の評価で、ある程度良好にはできてるということなんですけれども、サービスの向上とか施設利用者数なんかを見てるとBになって、私なんかは、事業をやっている上で顧客満足を考えるに、売上が上がっていくとか、それから、施設利用者がふえていくというのが、顧客、利用者さんの満足につながるのかなという1つの指標になると思うんです。そういった面でサービスの向上ということに関しては、指定管理者の方にも、しっかりと向上させていただくようにお伝えいただきたい面なんですけれども、その中で顧客の声がどこまで届いているのか。実際に利用されてる方が、どんなふうな感想を持ってその利用をされてるのかということが、施設の方に届いているのか。その取り組みが実際に施設の運営の中で反映されてるのかどうかということをお聞かせいただけますでしょうか。よろしくお願いたします。

**西井委員長** 白澤課長。

**白澤体育振興課長** 体育振興課の白澤でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの質問ですけれども、平成27年度におきましての利用人数が、かなりほかの年度と違うということら辺のこととございますが、申しわけございません。今、私の方で状況を把握しておりませんので……。

(発言する者あり)

**白澤体育振興課長** 失礼いたしました。会費の件でございますが、平成27年度におきまして、各年度ごとの金額とかなり突出した金額となっておりますスイミング会費におきましては、そのところの理由というのは状況を把握しておりませんが、スイミングの回数といいますか、例年に比べて平成27年度はスクールの回数をふやしたように思われます。その辺で実績としてふえておるようなことだと思っておりますけれども。

(発言する者あり)

**白澤体育振興課長** 失礼いたしました。2番目の方も、今、私の方でわかりかねます。すいませんが、3番目の指定管理、サービスの向上の件でございますが、こちらの評価は一応Bという評価になっております。これはあくまでも私たち事務局の方で評価させていただいたことで、文書等、それから、面談等を行いながらさせていただいたこととございます。その辺で、できるだけ指定管理の方のことと……。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

今、梨本委員からの3点ご質問がございましたが、まず1点目の、平成26年、平成27年の実績で、これ、トータルの利用者の数というのは、会費やから2億3,000万円前後ということでおおむね変わっておりませんが、内訳として変わっておりますので、これ、多分、取扱いを変えたのではなかろうかとは予測はできるのですが、今きちっと確認ができておりませんので、確認をさせていただきたいと存じます。

2点目でございますが、これも施設のマックスの数字でございますが、委員もご存じかもしれませんが、プール、それから、スタジオ教室のスタジオ、それから、マシン等があるジム、それとお風呂、大体大きく3つのエリアに分かれておりますが、利用者はそれぞれの場所を移動されながらいろんなことを使われますので、例えば、学校の教室のように一斉に入って同じことをすれば、例えば、40人ぐらいの定員であろうとかということがわかるんですが、そういった意味では、少しこちらにつきましても適正な人数が幾らであるかというのは、現在把握ができておりません。ただ、施設の安全管理上、やはりマックスの人数が幾らであるかというのは把握する必要はあるとは考えておりますが、今ここでご報告をできる状態ではございません。

それから、3点目の評価でございますが、こちらにつきましては、運営の法人の方が、利用者の声というものを常にとるという形を、施設の運営の形としてはいたしております、ただ、それにつきましても、どれぐらいのどのような種類のご要望があつて、どれだけ実現できているかということについては、具体的には確認は、そういった結果の評価ができるような確認はできておりませんが、施設の運営としては、そういった利用者の声を集めていこうということは、運営の中では、これは施設の方がやっておるところでございます。

ただいまこの時点で、この場でお答えできる内容がございませんので、これ以上のことがご説明できませんので、質問がございましたら、後ほど確認をしてご報告をさせていただきます。

以上でございます。

**西井委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ご説明ありがとうございます。細かい内容の数字に関しては、もう少しまた聞き取りをしていただいて、せつかく、これ、5年の節目の機会、この後更新していくということになりますと、またこの先5年、同じような体制でいていただくわけですから、その辺、せつかくの機会ですので、指定管理者の方としっかりと打ち合わせをしていただきたい。その中で、今、副市長ご答弁いただきましたように、いろんなところを移動される中で、利用者の方の人数という把握に関しては、少し難しいのかもしれませんが、会員の合計なんかで見ていくと、会員さんの合計が若干、平成27年度以降減少傾向にあるのかな、もしくは横ばい傾向にあるのかな。しかしながら、指定管理者の方でも目標数字をしっかりと持って、多分やっておられると思うんです。それがしっかりと施設に反映できてるのかということは、この数字を見ればある程度わかってくると思います。私は、一番大事なのは市民の方の満足だと思うんです。市民の方が、ここを使ってよかったなと思ってもらえるような施設づくりに、ぜひ

この機会にいろんなことを、流してしまうのではなくて、いろんなことを担当課の方と話し合っていて、その声を少しでも反映していただけるようお願いしておきたいと思えます。

もう特に結構です。以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 指定管理者について、これから継続するということなんですけども、売上等、また、会員数等横ばいというのか、落ちることなく順調にというふうに読み取れますので特に問題はないですけど、こういう機会でございますので確認という意味でさせていただきたいというふうに思います。

これは、でき上がったときに、当初から私も議員をさせていただいて議論に加わってきたわけなんですけども、まず、会員の方で、市内の方と市外の方というのをお聞きしたいんです。当初からそういう問題というのは指摘されてて、何か市内の人にメリットはないのかというような意見もありましたけども、市外からたくさん来ていただくことによって、会員料というんですか、料金も安く市民の方に使っていただけるということで、今まで、今日まで来てるのであろうというふうに思っております。そこで、市内と市外の割合は今どようになっているのか。また、推移までわかるのであれば、市内の方がふえていってる状況とか、いや、逆やとかいうようなこともお教えいただけたらというふうに思います。

その結果として、市外からも来ていただく、先ほど梨本委員からもございましたけども、やはりここも経営ですから、適切な会員の数というのがあるわけなんです。多分、今ぐらいの数字がちょうどいいんだろうということでそういう計画もされてるというふうに思うんですけども、会費が当初から変わってないのか。例えば、ええようにいって値下がったとかいう部分があるのか。変わってないであろうと思っておりますけども、その辺、理解をされてるところでお答えいただきたいというふうに思います。

**西井委員長** 白澤課長。

**白澤体育振興課長** 体育振興課の白澤でございます。よろしくお願いたします。

まず、会員数の方ですけれども、構成といたしましては、市民は、フィットネス会員は全体的に26%、それから、スクールの方で49.5%、合算しまして合計で大体3割、30.3%の市民の会員の方にご入会いただいております。

それから、会費の方につきましては、当初より5,000円ということで、消費税分が変わっておりますが、会費につきましては変わっておりません。会員数の割合につきましても横ばい状態で、ずっと市民の方は3割という形で、今もずっと経営している状態でございます。

以上です。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 確認という意味で聞いておりますので、そのようにお答えいただいたらそれでいいんですけども、市内の方が30%、7割が市外の方に使っていただいている。そうやって約4,000人の方の会員さんがおられるのかな。それで市民の方も安く使えるというメリットで当初の

とおりにってるんですけども、改めて聞きますけども、よそからたくさん来はるので、市民の方が申し込んでも入れないというような状況になっていないであろうかということだけ懸念するんですが、それがいいのかどうかだけ確認しておきたいというふうに思います。

**西井委員長** 白澤課長。

**白澤体育振興課長** 今のご質問にお答えしたいと思います。

今、現状といたしまして、4,000人余りの会員数の方にご入会いただいておりますけれども、葛城市民の方が入会に際しまして入りにくいとかいうことの照会をこちらに受けておりません。今、現段階ではスムーズにご入会できてる状況だと考えております。

それから、利用状況でございますが、今のところ、それぞれのスクールとかフィットネス、それからプールといろいろあるんですけども、当然、曜日によっては飽和状態になっている場合もございます。その辺、できるだけ市民の方に有利な形でということも考えておりますが、今のところは市民、市外の中での有利、不利な点は設けておりませんので、当然、そういう飽和状態の場合もございます。

以上です。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** おおむね順調に推移しているというところで理解をしておりますので、特に問題はないというふうに思っております。

この議論を古くによくしたことがございます。そこでも言ったんですけども、体力づくりセンターそのものの体力を落とさないように、これからも進んでいっていただきたいということをお願いして終わります。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 奥本でございます。1点確認だけお願いします。

収入実績明細のところなんですけども、下のところでプロショップその他とあります。おそらく物販されてるところだと思うんですけども、平成27年から平成28年に、ここで金額が落ちてるわけなんです。おそらくは物販の割合を減らしていらっやっって、本来の体力づくりセンターのサービスにシフトしているんだと思うんですけども、その理解でいいのかというのと、一応そういう流れで、個別に物販で稼ぐというよりも、本来の目的である体力づくりセンターの趣旨でやっていこうという、そういうことでいいかということ、確認だけお願いします。

**西井委員長** 白澤課長。

**白澤体育振興課長** 体育振興課の白澤でございます。

今のご質問ですけれども、プロショップ等の物品の販売の方でございますが、今、奥本委員が言われたとおり、このときから物品の方の数を減らしております。ほかの方でより力を入れていこうということで、今、動いている状態でございます。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

杉本委員。

杉本委員 おはようございます。よろしくお祈いします。

私も、収入実績明細の平成26年度の方、イベントというのがこの年だけ実績があつて、ほかの年度はないんですけど、これはどういった内容で、なぜ続いてないのかわからないので教えていただきたいです。

西井委員長 白澤課長。

白澤体育振興課長 体育振興課の白澤でございます。

ただいまの質問に対してでございますが、平成26年度におきましては、4月から3月におきまして、イベントの方が行われております。その中身といたしましては、消防訓練等、安全強化シミュレーション実施等、ミニイベント、大人のイベント、それから、子ども合同発表会、研修会等、この年におきましてはそういう形でイベントを行っております。

以上でございます。

西井委員長 杉本委員。

杉本委員 継続してやらない理由というのはあるんですか。

西井委員長 白澤課長。

白澤体育振興課長 この年におきまして新たに契約を結んで始まったということで、会員を確保するという、そういう趣旨で行われております。それで、それ以降、やはりこちらのイベントを続けていくのが困難な状況にありますので、この年に力を入れていただいている次第でございます。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑は。

奥本委員。

奥本委員 ただいまの杉本委員の質問につけ足しというか補足なんですけども、このイベントなんですけども、今おっしゃったように新規会員の目的という側面もあるのであれば、例えば、同じコナミスポーツがやってる、アルルに入ってるんですけども、あそこではショッピングセンターのモールの中で発表会みたいな形で、こういうクラブがこういう活動をしていますという形でやってらっしゃって、それが一つ、新規会員の獲得というのにつながってるんです。ある意味、体力づくりセンターでやるのではなくて、例えば、市のほかの体育祭に出たりとか、そういう感じでやると、ここでイベントをやらなくてもほかのところで新規顧客開拓につながるのではないかと、これは言いつばなしですけども、一応ご一考ください。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。質問させていただきます。

2ページのところです。ウェルネス新庄支出経費のところに、販売費、人件費、事務費、施

設費、施設固定原価とあるんですけども、この施設費と施設固定原価、これは一体何を指しているのでしょうか。これが平成30年計画では3,000万円台になってるのかな。年々減ってるようなんですけども、どういうものなのか、まずお聞かせ願いたいというのが1つです。

それから、あと2つありますけれども、A3判の評価表、ここで評価の項目のところの5番目、その他のところで評価の実績、内部評価を実施してるか、Cとありますから、内部評価をおそらくしてないということなんでしょう。先ほどのご答弁にもありましたように、顧客のことについても数値としてつかんでいるようなこともなかったということですから、こちら辺をどのように改善を求めておられるのかということなんです。

それから、あと、総合評価Bのところの、今後の課題ということなんですけれども、2段目ですけども、引き続き危機管理を最重点課題に位置づけとありますけれども、この5年間で、例えば、けがをなさった方、あるいは重大事故、そういうものはどの程度あったのでしょうか。お伺いします。

**西井委員長** 岸本部長。

**岸本教育部長** 教育部長の岸本でございます。

まず、1番目の件で、施設費並びに施設固定原価の内容ということでございます。施設費といたしましては、小規模な改修費、また、バスの管理費ということで、送迎バス等の導入、運行費、それから、光熱水費、薬品代、少額の備品、運営企業保険料等となっております。それと、施設固定原価でございます。こちらにつきましては維持管理費ということで、施設の清掃等の維持管理です。それと、営業備品のリース料、租税公課、本社の管理費等となっております。

以上でございます。

**西井委員長** 白澤課長。

**白澤体育振興課長** 体育振興課の白澤でございます。

まず、内部評価でございますが、評価といたしましては、5段階のうちのCということにしております。ウェルネス新庄の方で確認いたしまして、実際にはアルバイトの方が多くんですけども、各3カ月ごとに更新を行っております。その3カ月ごとに面談ということで、本人の意思の確認という形での評価は行っております。ただ、その内容につきまして文書化されていなかったのが、うちの方としてはCという評価にさせていただいております。それで、当然、人事評価ということになってくるかなと思うんですけども、その辺の評価表をつくって今後改善されれば、評価していきたいということで意見の方が一致しております。

それから、けがの内容でございますが、過去5年間、大きい事故というのは起こってはいませんが、やはりプールとかいろいろと施設がございますので、捻挫をして、滑ってこけたりとか、裂傷とかも起きておりますし、頭を打ったということで、当然、救急車を呼ぶこともございますが、今のところ大きなけがは起きておりませんので、会員、指導者の方も安全管理に努めて、今後もけがのないような形で、注意してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。経営内容につきましては、大体市への収益金が5,000万円台で推移しており、非常に安定的に市財政の方に貢献されていると思います。それから、先ほど施設費、施設固定原価、言ってみれば人件費以外のコストに当たる部分だと思うんですけども、これも努力されて、毎年低く抑えながら収益を確保してるのかなというふうに思います。そういう努力をされていることは評価したいと思います。ただ、先ほど、施設固定費の中に清掃費とか入っているんですが、私も利用者の方から、多少、クリーンですがちょっと足らんのかなという声はいただいたりしておりますので、クリーンネスが欠けてくると満足度が落ちて、会員をやめるとか足が遠のくということがありますので、必要などこはしっかり固定原価もとっていただいて、顧客の満足度が高くなるようにぜひお願いしたいと思います。

それから、あと、評価の実施のところなんですけども、人事評価というふうに書いていただいたら、そうなのかなとわかったんですが、内部評価となつてましたので、顧客満足度とか職員間の施設評価とか、あるいは上部団体、これやったらコナミの本社の、ウェルネスについての上からの評価とか、360度の評価が内部評価としてやられてるのかなと思つたのでそういう聞き方になりましたけれども、人事評価が行われてないと、強いて行ってないということですが、できたら、先ほどから出てますように、顧客の満足度なり、いろいろ工夫はされてると思うんですけども、どこかでまとめて、長年にわたって課題が明らかになって改善されてることが出てきたらよかったかなというふうに思います。

それから、危機管理のとも、重大事故は起きてないということなので、これでしっかりと引き続き安全管理をやっていたらと思います。ただ、今回につきましては、将来の見通しのところで1ページ目に戻りますけれども、平成30年計画、平成31年度以降の5年間計画ということですけども、これについては、頑張つてコストを下げて収益を維持しているという感じもしなくもないんですけども、経済状況も左右されることでありますので、経営努力されているということであれば、私は、また5年間頑張つていただけたらと思っております。

1つ、これをお聞きしたいんですけども、レギュラー会員を何とか維持されていると思うんです。会員をふやすということで頑張つておられると思うんですけども、その中にスクール会員を増加させておられます。スクール会員を通じてレギュラー会員へというふうなところなのかなと思うんですけども、先ほどからご意見が出てます市民サービスのところで、スクール会員の方が50%近くおられて、毎日に行けないんですけども、何かあればということがありますので、こら辺の利用者の増加ということで、市民サービスということができるのかなというふうに思うんです。例えば、こういうふうな要望を定期的に指定管理者の方に、何か定期的に市の方から要望とか、そういう協議会じゃないけれど、打ち合わせみたいなことはやっておられるのでしょうか。

西井委員長 白澤課長。

白澤体育振興課長 体育振興課の白澤でございます。

運営委員会の方をつくっております、年1回から2回の間、委員の皆様にお集まりいただきまして、その辺の事項も検討させていただいております。

以上です。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** わかりました。運営委員会で引き続き、特に市民の要望という点ではよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

**内野副委員長** よろしくお願ひいたします。

まず、市民からのお声なんですけれども、プールなんです、水の入替えなどは、多分年1回していただいていると思うんですけれども、年1回された後に、多数の行っておられる方から、その後入るとすごく気持ちがいいとおっしゃっているんです。その中で、これは年1回だけなんです。プールの水の入替えというのは、かなり時間もかかることだと思うんです。ちょっとずつ抜いていくんやと思うので、お盆の休みのときに多分おかえになっているのかなと思うんですけれども、これを市民の方が、もう一回ぐらい水を入かえていただいたら、気持ちよく毎日プールに行かれるので、そういうような方がそういうようなご意見をいただいているんですけれども、どういうふうな水の入かえの状況かということと、もう1点は、2枚目なんですけれども、体験料のところなんです、ここの内容の説明をまずお聞きさせていただきたいんです。

**西井委員長** 白澤課長。

**白澤体育振興課長** 体育振興課の白澤でございます。

ただいまの水の入かえの状況でございますが、今おっしゃったように、年1回、お盆の時期にかえさせていただいております。水を出し入れするに当たりまして、かなりの時間を要しますので、実際に休みの続くときにしかできないというのが実情でございます。ただ、やはりそういった意見等出ているということでございますので、現場の方と確認し合いながら、対応できるものであれば対応させていただきたいと存じております。

それから、今、体験料の話でございますが、こちらにつきましては、実際にはまだ会員になられてない方を対象にいろんな授業等、教室等を行っていただいて、会員にならずに体験いただくという形での収入となっております。

以上です。

**西井委員長** 副委員長。

**内野副委員長** だからゼロなんです。体験事業というのは、まだ今もされてるんですか。

**西井委員長** 白澤課長。

**白澤体育振興課長** 今現在は行っておりません。

**西井委員長** 副委員長。

**内野副委員長** 一遍体験して入ろうかな、どうしようかなとお決めになる市民の方もおられると思う

んですね。だから、こういうふうな体験の経験も、今後、ウェルネスに来ていただく人数をふやすためにも、体験もお考えいただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

梨本委員。

**梨本委員** 最後にお聞きしたいんですけれども、先ほど、支出経費の中で、施設費の方は小規模改修の経費は含まれてるというふうにお聞きしました。この施設ができてから十数年、今回指定管理、前回は10年間で今回は5年目というところですので、そろそろ傷みも出てきているのかなど。こういった経年劣化の部分、そういったところに対して、今どういう状況なのかというところと、それに対する、私、この契約を見ておりませんので中身がわからないんですけれども、そういった対策をどのようにお考えなのかということをお聞きさせていただきますでしょうか。

**西井委員長** 白澤課長。

**白澤体育振興課長** 体育振興課の白澤でございます。

各修繕、こちらの今ありました施設費の中で、20万円以下の修繕におきましては、ウェルネスの方で修繕をしていただいております。それから、例年、予算をとりまして更新工事という形で、水回り等のこともありますので、毎年必ず1回は行っております。今後も更新工事というのは、当然、経年劣化していく部分がございますので、そちらの方を順序立てて行っていく所存でございます。

以上です。

**西井委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 今、20万円以下はウェルネスさんで負担ということで、それ以上になってくると市の方の負担となってくるということなんですけれども、本当にこの間の当麻のスポーツセンターもそうなんですけども、最近いろんな災害も起こります。そういったときに、だんだん施設が古くなってくると大きな被害を受けるということも想定できますので、その辺しっかりと担当課の方で想定した上で、いろんなことを対策、この機会に指定管理者の方と色々な打ち合わせをしていただきたいと。現状を把握した中で、ここはちょっとまずいねとかというところが、相手側さんの方からあったりとか、市民の方からの声があれば、そういったところにも気を配っていただきたいというところをお願いしておきます。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第46号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異福祉部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部の異でございます。

それでは、議第46号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、葛城市福祉総合ステーション、ゆうあいステーションの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日で満了いたしますが、引き続き、公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。社会福祉法人葛城市社会福祉協議会は、民間の中核的な社会福祉団体であって、福祉総合ステーションの管理運営に長年の実績があり、引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間で予定しております。

なお、手元の資料につきましては、引き続き社会福祉課長の方からご説明申し上げます。

**西井委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課の林本でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付しております資料についてご説明をさせていただきます。まず、1ページが、今年度、平成30年度の施設管理運営調書ということで、これが一応指定管理に関する概要をまとめた書類となっております。施設の目的であったりとか、あと、採択業務の内容であったり、指定管理制度の導入の効果であったりを記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

次の2ページ目が、葛城市福祉総合ステーションの各室の面積表となっております。事務所からその他デイサービスの事業所、そういったカテゴリーに分けて、面積を分けてあらわしております。

3ページ目でございます。こちらは使用料ということになっておりますが、葛城市福祉総合ステーション条例において、使用料の区分が記載されております。第10条で、指定管理者はあらかじめ市長の承認を得て、この範囲内で使用料を定めるということで条文がありますが、この条例どおりで使用料を決定させていただいております。

次、4ページになるんですけども、同じく条例で、第12条に利用料の免除という条項があります。これについては、内容については、市内在住の障がい者の方については利用料を免

除するというふうになっておりますので、その資料をつけさせていただいております。

5 ページなんですけども、横長になりますが、まず、上段は年度別の指定管理委託料の平成26年度から平成29年度までの実績となっております。まず一番上の列が、対象経費の支出額、要は管理運営に係る総額の費用、そこから利用料等の運営収入が中段となっております。その差額が指定管理委託料ということで、市から指定管理者に対して支払われる金額となっております。

下の段が年度別の施設利用状況ということで、利用人数の方を記載させていただいております。同じく平成26年度から平成29年度までということで、一番上段、入館者数は受付を通った人数をカウントさせていただいております。それ以下、温水プールから卓球につきましては、利用料を払って利用された方の人数をあらわしております。

それと、最後に、別紙でつけております指定管理評価表（福祉総合ステーション）というふうになっておる資料になりますが、こちら先ほどの体力づくりセンターと同様に、所管課の方で評価を行いました。基本的には、内容的には同じになってるんですが、まず1番、サービスの質の維持向上についてはB、2番の適正な施設の管理についてはB、3番の収支、経費節減についてはB、4番目の指定管理者の経営状況等についてはA、5番のその他についてはBということで、それぞれ中分類で評価をさせていただきまして、一番左下、総合評価のところはB、良好であったということで評価をさせていただいております。特にゆうあいステーションは、高齢者の方や障がい者の方が非常に多く利用される施設でありますので、所管課としましてもいかに安全に利用していただくかというところを高く重要視しております。ゆうあいステーションの管理については、葛城社協は、やはり長年の管理運営の実績から、危険箇所等を非常に熟知しております。また、未然に事故を防ぐスキルも持っておりますし、何かあったときの対応も迅速にできるということも踏まえて、特に危機管理の点において高い評価をしております。

以上です。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 質問させていただきます。

評価表のところに、A3版の評価表ですが、2の適正な施設の管理のところに、先ほど危機管理はしっかりできてるということでしたが、個人情報管理のところで、個人情報の管理が適正であるかというところにCがついておりますけれども、これは一体どういうことなのか、どういう状況でCなのか、説明をお願いいたします。

それから、2つ目ですけども、収支状況が適切かつ良好であるかというところがCとなっております。実は、これは先ほどのコナミの収入実績の明細とか、そんな詳しいわけではないですけど、人件費、事務費、施設費というふうに、大体ここでコストを削減してるんだな、人件費が上がってきてる分大変だなとか、いろいろわかるような資料がついてないといひますか、非常にざくっとした、年度別指定管理委託料等とあって、対外経費支出と運営収入と、

それで指定管理委託料となっていると。私、こんなんでは、収支状況Cと書いてあって、ちよつとわからないですよ。これ、どういうことなのかお聞きします。

**西井委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課の林本でございます。よろしくお願いします。

評価については、事業実績、それと、収支結果などの書類審査を行い、また、実地調査、職員からの聞き取り、また、一部住民の方々から寄せられたご意見等を総合的に勘案し、先ほども言いましたように、所管課において評価をしております。今回、先ほどおっしゃいました個人情報の管理というところでCという評点がついておるんですけども、Cがだめというわけではなくて、あくまでも標準的であるという意味でございます。

それと、収支状況につきましては、ゆうあいステーションの管理委託、これは大体横ばい状況、年度によっては若干上下はしておるんですけども、管理費の節減等を頑張っておるんですけども、なかなか利用料収入等、また、総額の経費等が横ばいになっておりますので、そういったところの事業収入の問題と管理経費の問題のバランスを考えて、もっと指定管理料の少しでも削減、市からの委託料を削減するというところでは、まだ到達点には達していないということでCを評点として上げさせていただいております。

それと、個人情報につきましては、特にゆうあいステーションの利用において個人情報を活用する場面というのはございません。ただ、先ほど利用料の免除のところ、市内在住の障がい者の方が利用した場合は利用料を免除するというところで、どうしても窓口で確認をしなければならない。それは別に確認だけなんですけども、そういった部分で少し住民の方から苦情を寄せられているところを勘案しましてCというふうにさせていただいております。

以上です。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。個人情報の管理については、そういうことを確認させていただいて、声を受けてCをつけて、これから改善ということになるんだろうと思います。

それから、収支状況につきましては、できましたらコナミ程度ぐらいのことはつけていただくところから収支の改善ができると思いますので、直視して、これは結局、議会で諮って契約更新かどうか決めるわけでありますから、過去の様子、財務がどうだったのか、これ、無責任ですね。我々も責任があるわけです。状況Cとついてあって、確かにちゃんと見ておられるということなので、それを信用するしかないわけでありますけれども、そこは議会に数値をちゃんと公開させていただいて、議論のまな板に乗せるところから収支改善の意識を持っていただくということも含めて、今回難しいと思いますが、出るものだったらそうなんですけど、難しかったらそれで結構であります。

それから、1つ質問なんですけども、年度別指定管理委託料等とあります。対象経費支出額とか、これについて、年々減っているというところ、運営収入も減ってるから利用者が少ない分だけそうなるのかなと思うんですけど、指定管理委託料も変化しておりますので、契約書も見えないのでわからないんですけども、まず1つは、指定管理委託料というのは運営収入とか支出とかと連動して、定額ではなく変わるようになっているのでしょうか。これが

1つです。

それから、あと、具体的な資料がないということなんですけれども、わかる範囲で結構ですので、経年変化のところで大体こういうところが大きな変動要因になってると、あるいはこの方が改善要因になってるというふうなことがありましたら、お答えいただけたらと思います。

**西井委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** ただいまのご質問に対してですけれども、まず、指定管理料につきましては、基本的には年度協定ということで、毎年度、市と指定管理者が協議しながら決めさせていただきます。これにつきましては、管理運営に係る総額と、そこから利用収入等の運営収入、これをまず決めないといけないわけですが、基本的には事業計画が適正であるか、収支予算書も適正であるかという、そういうところから折衝をいたしまして、まず総額を決めます。その後、過去3年程度の利用料実績を見ながら、当該年度に見込める利用料収入等を決めて、先ほど言いましたその差額を指定管理料として年度契約に織り込むという形にしております。

それと、若干のばらつきということですが、平成26年度の対象経費の支出額1億3,600万円ということでもかなり大きい数字になっておるわけですが、実はこれを平成29年度と見比べると、まず、大きな差としては光熱水費、主にガスの単価が非常に高くありまして、それだけで約800万円ぐらいの差が出ております。使用量については変わらないんですが、単価がどうしても高いということもあって、その差額で800万円程度の金額が出てくるということは、うちの方も把握しております。

それと、平成29年度の運営収入額5,600万円と、若干、前年度から比べて落ち込んでおるんですけども、これにつきましては、昨年末にプールのポンプの機器が故障いたしまして、どうしても39日間の営業日にプールの使用ができなくなりました。その点で、プールは水泳教室もあわせてやっておりますので、そういった利用料収入等教室の収入による減額ではないかというふうに考えております。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 奥本でございます。

ただいまありましたプールのポンプの故障なんですけれども、私、確認不十分でこの場で申し上げるのももしかして失礼なことかもわかりませんが、それに伴って、ろ過器ですか、フィルターのところうまく接続できてなくて、ちゃんとろ過されてなかったとおっしゃる方がいらっちゃって、確認してくれと言われてるんですけども、それが事実だったのかどうか、お願いします。

**西井委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 基本的にプールの場合ろ過装置が3機ありまして、ポンプ等の故障によると、全体的にももちろんプールの給水面に影響してきますので、当然、ろ過器の方からも影響はさ

れると思います。

以上です。

**西井委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 私の質問の仕方がおかしかったです。ろ過器が、故障のときに初めてうまくつながってないことが発覚したというふうなことを聞き及んだもので、それが本当かどうかだけお願いします。

**西井委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** ろ過器がうまく接続してる、してないかということについての確認はとれておりませんが、常時、プールにつきましては水質検査を行っておりますので、それについては問題ないというふうな報告を受けております。

以上です。

**西井委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 一応、水質的に問題ないということで、動作していたということで理解いたしました。ありがとうございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

副委員長。

**内野副委員長** 各室面積表の2階なんですけど、たしか授乳室ってありましたよね。授乳室ってあったと思うんですけど、これは、廊下のどこの部分に属していますか。

**西井委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 授乳室につきましては、2階の館の南側の東に、たしか設置してあったというふうに記憶しております。

以上です。

**西井委員長** 副委員長。

**内野副委員長** ここには入ってないんですね、各室の面積表の中には。私、23年前に建った施設の中で、授乳室があるということはすごいすばらしいかと、そのように、初めて2階に行ったときに思ったんです。こういうようなことも提示していただくことで、まだ授乳中のお母さん方に広く使っていただけるという意味で、ホームページ等でもきっと公開していただいて、ここには授乳室があるんやということで、そういうようなこともよろしく願います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 先ほどは経営と管理面でお伺いいたしました。今度は市民へのサービスという観点から、評価表を見ますと、1、サービスの質維持向上のところに、サービス向上の取り組みがされてるかというところにCがついているわけでありまして。それで、先ほども話が出ましたけれども、プールが故障でとまってしまったと、そのことについての周知について、利用者の方から苦情が幾つか私の方にも入りました。非常に会員の方、利用者の方に対して、きちっと説明が掲示の形でなされてない。要求しましたら、何か一言だけ書いてあるという形の文言であると。だから、顧客サービスからしたら、まず、ご迷惑をかけますとか、そういう文言

があった上で、こういう状態です、見通しとしてはというふうな形でやるべきものだと思うんですけども、そういうことも含めて、非常に市民の方から苦情をいただいたんです。Cとなってるのもそういうことなんだろうなと思うんですけども、先ほどから、コナミと同じように運営協議会か何かで意見交換されてると思うんですが、ここは厳しく指導していただかないと、私も行って見てびっくりしました。ですから、そういうことも含めて、市民の方が利用されているそういう施設ですので、満足度が上がるようお願いしたいと、意見として言わせていただきます。

それと、もう一つは、ゆうあいステーションの方は避難所として、台風が来たりしたら避難されてこられる方がおられて、1晩過ごされるということがあります。それについては非常に感謝しております、そういうことで施設を提供していただいて。私も1度お伺いしましたら、夜、台風が来るということで、日中から1人だと夜不安なので、ここで過ごさせていただいて本当に安心できますということで、来られた方もおっしゃってました。お風呂がついてるんです。片一方のいきいきセンターの方もお風呂はついておるんですが、いきいきセンターは無料なんです。ゆうあいステーションはお金を払ってなんです。だから、例えば、避難所になったときとか、そういうときに避難してこられた方とか、お金を払ってお風呂入る。多分、明るいうちから来られる方が多いんですよ。だから、これも市内のサービス、これ、同じですよ。市内、市外関係なくお風呂代がかかるということもありまして、こんなことも市民に対するサービス向上というところ辺だと思うので、そんなところを今後ともお願いできたらと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 1点だけ、また確認をお願いします。さっきの藤井本委員から、体力づくりセンターでもおっしゃったと同じことなんですけども、市内、市外の利用者の方の区別というか、どの程度あるかというのと、なぜこういうことを申し上げるかというのと、今から15年ほど前になるかと思うんですけども、夏休みの水泳教室に子どもが行きたいということで申し込んだ際に、順番ですということで並びに行ったんですけど、朝、たしか6時半か7時からだったと思うんです。行ったら結構並んでらっしゃって、うちは申し込めたんですけども、早めに来られてる方が話してるのを聞いたら、うちは鎌田ですねん、良福寺ですねんと、香芝市の方が結構いらっしゃったんです。知らんと後から申し込みに行った當麻の方も、申し込みなかったという方は当時はいらっしゃったんですけど、今、現状、それがどうなっているかというのと、そのころだったかどうか私も記憶が定かでないんですけども、利用料のところ、市内の方幾ら、市外の方幾らという料金の差別化も図られてたような気がしますけど、今見たら統一化されてますよね。これは、変わってるということでしょうか。

**西井委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課、林本です。

先ほどのように、水泳教室の募集ですごくいっぱいだったということで、いろんなご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

まず、水泳教室については、回数券で利用いたします。ですので、教室といっても受講料というのではなくて、あくまでも利用券を11枚つづりで回数券として買って、それで、その回数を教室として利用するというような流れの仕組みになっております。ですので、定員というのはもちろんありますので、その際の定員もあるんですけども、今おっしゃられた市外、市内の方の区別というのは、おそらく今もう運用上は行っていないのではないかというふうに思います。

それと、2点目の、市内の方の利用者と市外の方の利用者につきましては、実は、平成26年4月から、今までは利用料は、市外の方は必ず市内の方が同伴であることで、それも、利用料金もたしか市内の方の倍の金額をお支払いいただいて、利用していたかと思えます。ただ、それではかなり利用制限ということで利用者もなかなか増加に結びつかないということもありまして、平成26年4月に条例改正をいたしまして、そのときから市内、市外の方を特に利用料金で差別化することなく、現在に至っております。

以上です。

**西井委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 水泳教室の件に関しては、今現在、回数券を買ってということで、当時と違うんだなというところで認識しました。

利用料に関しても、市内、市外、条例改正によって今は統一してるということも確認いたしました。

一番最初に申し上げた、市内、市外の利用者の比率とかいうのはわかりますか。

**西井委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 総入館者数の中での市内、市外というのはもちろん把握できておりませんが、たしか券売機のところで、同じ金額でも市内と市外と分けてたと思えます。ゆうあいの方で、大体2割から3割ぐらいが市外の利用者というふうに伺っております。

以上です。

**西井委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第46号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第49号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部の異でございます。

それでは、議第49号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、本年4月27日に、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布、施行されたことに伴い、省令に従うべき基準とされている規定が緩和されたため、本条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容としましては、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、食事の外部搬入事業者の条件緩和及び家庭的保育事業における食事の提供の経過措置の5年延長等でございます。新旧対照表に基づきまして、主なものにつきましてご説明させていただきたいと思っております。

まず、3ページから4ページにかけての部分でございます。新の方を見ていただきますとわかりやすいかなと思うんですけども、一応、第7条の第2項及び第3項、ちょうど3ページの右側の下半分ぐらいでございますが、ここの部分について内容的な部分を説明させていただきたいと思っております。その中では、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保について、改正前は、保育所、幼稚園、認定こども園を連携施設として確保しなければならないとされておりましたが、代替保育を提供する者との役割分担及び責任の所在が明確化されていること、かつ、代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられている場合は、小規模保育事業A型及びB型、または事業内保育事業を行う者を代替保育における連携施設にかえることができるものとしてございます。その文言を追加させていただいております。

続いて、7ページをごらんいただきたいと思います。これも新の部分でございますが、第17条第2項に、第3号、追加してる部分でございますが、を新設することによって、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供について、外部搬入を行う場合、改正前は、搬入施設としては、連携施設及び当該家庭的保育事業者等と同一の法人または関連法人からの搬入に限定されていましたが、児童の健康状況やアレルギー等への配慮に適切に応じることができ、保育所等から調理業務を受託している事業者であれば、その事業者からの外部搬入も可能とするという緩和措置でございます。

それと、22ページをごらんいただきたいと思います。附則の部分でございます。附則全体に係る部分でございますが、今まで項立てでしたものを、全て条立てに改めております。これは、国の省令に合わせた形で、今回、全て附則についても条立てという形で改めました。

続いて、23ページでございますが、附則の第2条に第2項を追加させていただいております。

す。この部分につきまして、家庭的保育事業の自園調理に必要な調理員の配置、または調理の設備の設置につきまして、この部分につきまして経過措置を5年延長し、10年とするというところで緩和させていただいております。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行するものとしております。

以上で議第49号の説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしく願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 質問させていただきます。

まず、家庭的保育事業ということなんですけども、子ども支援法によって保育制度が新制度と言われるようになったと思います。これは、どういう位置づけの保育なのかということをもっとお伺いいたします。これが1つです。

それから、保育基準につきましてですが、私は学校教育の経験がありますけれども、文科省が決めた基準はそのまま学校に、当然守るべきものというふうに法令で定められているわけですけれども、これは省令ということで、この基準を、ここで基準の変更にも含めて条例で決めるということなんですけども、その法的なところは、極端に言えば、国が省令の中で基準を決めると。その基準を市町村で条例で決めるというところ辺がどういう仕組みになっているのかということをお伺いします。

**西井委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

谷原委員のご質問のうちの、包括的な質問といいますか、地域主権の部分についてのご質問でございますので、全体の枠組みについて私の方からご説明をさせていただきます。

そもそも、地域分権といいますか、地域主権一括法という全体的な流れがございました。その中でももともとは全国で一律ということで、まずは法律があって、こういった福祉関係の事業の、例えば、サービスの人員の配置でありますとか、設備の設置の基準でありますとか、こういったものは従来の枠組みであれば全国一律の基準として、これが省令で定められておりました。これを分権の流れの中で、従来、省令で決めておりましたこの基準を、ものによっては都道府県、ものによっては市町村の条例で定めなさいよというふうに権限を委譲するとともに、そのときに地域の実情に合わせて条件が緩和できる部分が出てきたと。ただし、これ、もともとの統治の仕組みとして、全国一律である必要がある部分があって、もともとはこういった枠組みになっていたわけですので、これを条例化するときに、条例なんだから全てが都道府県、あるいは市町村という権限委譲された地方自治体が自由にできるかということ、大きく3つに取扱いが分けられておまして、従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準、それぞれ一般的に使う日本語でありますから、言葉だけを聞くと区別がよくわからないんですが、これについてはれっきとした定義がございまして、従うべき基準の部分につきましては、基本的には条例に権限委譲して、決める場所を移行はしたんですけども、こ

これは全国一律のルールとして守ってください。その基準については依然として省令自体が直接の拘束力はありませんが、省令という形でこれに合わせて従うべき基準として決めてくださいよということで、省令も依然として残っておりますので、これは基本的に省令の改正に合わせて決める部分でございます。

あと、標準と、それから、参酌というのがございまして、標準というのは、基本的には、これも規定の内容によっては以上の場合と以下の場合がございしますが、これも基本的には国の省令、国の基準に従ってください。ただし、合理的な理由があれば、別の数字等でも構いませんよ。これが標準であります。

参酌すべき基準というのが、一番これが地域主権一括法の趣旨にそぐう部分でございまして、これは、もともとの省令の基準の趣旨を踏まえておれば、逆に言いますと、踏まえた上でどんな基準を決めてもよいというのが参酌の部分でございまして、これは、本当に地方でいろいろと、場合によったら条件緩和したりできる部分になってまいります。例えば、施設の基準として、人員については、必要な人員を減らされたら困りますので、基本的に人員などは従うべき基準になっておりますが、例えば、廊下幅とか階数とかで、十分な土地があれば2階建て以上はだめですよとかというのを、例えば、都市部であれば3階建てでもいいですよとか、あるいは廊下幅についても、十分な土地が確保できる地域であれば、例えば、3メートルにしてくださいというところを、どうしても敷地狭隘な部分であれば2メートルでもいいですよとか、こういった部分は参酌すべき基準のところにきてくるかなということでございまして、今回ご説明の部分につきましては、基本的に従うべき基準に分類されているものでございます。

私の方からは以上でございます。

**西井委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 子育て福祉課の井上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の方からお問い合わせいただきました家庭的保育事業がどういう位置づけであるのかというお問い合わせでございます。こちらの方なんですけれども、まず、長い流れとしましては、平成22年に子ども・子育てビジョンが閣議決定されまして、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築の検討がなされました。そのような検討を経まして、平成24年、子ども・子育て関連3法が制定されております。それに伴いまして、平成24年4月1日より、子ども・子育て支援新制度が施行されたところでございます。この制度におきまして、認定こども園、幼稚園、保育所の3つの施設類型のほかに、ゼロから2歳児の保育の受け皿としまして、地域型保育事業、家庭的保育事業ですとか、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、これらをひっくるめまして家庭的保育事業等と申しておりますが、こういうものが新たに公的給付の対象となったところでございます。これによりまして、保育を市町村による認可事業として利用者が選択できる仕組みをつくったものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。松山副市長の方から、地域主権一括法のご説明がありました。従うべき、標準、参酌基準ということですが、今回、調理の問題と、それから、連携の問題が出てきているわけですが、これは、両方とも従うべきになっているのでしょうか。それとも、参酌基準のものが入っているのではないのでしょうか。ここを確かめていただきたいんです。というのは、それによって、従うべきものであればそういうこともあるかなとは思いますが、私は、調理の件について調べますと、都市によっては、まさに僕は参酌基準だと思ったんですが、省令とは違う基準で条例化されたというところも伺っておりますので、調理の部分ですが、そこをもう一回お伺いしたいと思います。

それから、もう一つですが、子ども・子育て支援法の中で、施設類型と地域型保育事業と2つ分かれて、両方とも国からのお金が出るということなんですが、これ、大きな違いというところが何かありますでしょうか。保育についての、特に基準です。特に保育士です。保育士に当たって規制緩和が行われて、必ず保育士が保育しなければいけないという施設、これは、従来の施設はそうだと思うんですが、地域型保育事業にあつて、これがどういう手当になってるのかということをお伺いします。

**西井委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 先ほどの、従うべき基準であるかどうかのお問いでございます。こちらの方、全て従うべき基準とされている規定でございます。ですので、今回の改正につきましては、従うべき基準でございますので、私どもの方もそのような基準を設けたわけでございます。

もう一方の、保育士の方分でございますけれども、保育士につきましては、今回の家庭的保育につきましては、必ずしも保育士というような規定はございません。ただし、その方と同等の知識、経験を有する方でありまして、なおかつ研修を受けていただき、市長が適当と認める方を配置するということになっております。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 従うべきということですから、国の改正に従ってこちらも条例を整えるということであろうかと思えます。そういうことであれば、国に対して私は文句を言うことになるんですが、国が決めても実際には地域でとなるので、ある意味では、どういう事態が起こってるかということこれから認識しないと、非常に複雑な制度になっており、また、来年度、消費税導入されますと、よりいろんなことが起きてきますので、市政にとってこの保育の問題、私、大変だと思っているんです。具体的には、私も全然認識はなかったんですが、人口が減少してると、子どもが少なくなっていると。だから、当然、保育も減ってるのかと思いきや、言ってみれば、共働き世帯が大変増加して、専業主婦世帯と言われる世帯が逆転するぐらい減ってるわけです。その中で保育事業が高まって、どんどん保育事業がふえている。保育料無償化になりますと当然新たな需要が出て、大変なことになっていくかなと思っております。

その中で待機児童をなくさないということで規制緩和の中で、先ほどおっしゃった地域型保育ということが国の支援を受けるということになったと。この条例の中にも職員のところに書いてありますけれども、先ほどおっしゃったように、家庭的保育というのは保育士をつけ

る必要はないと、一定の研修を受けた方がいいということでもあります。その場合、これまで幼稚園とか、あるいは認定こども園とか保育所というふうに施設型の保育所との連携によってということ言われてたんです。それはなぜかという、保育士がいるからです。だから、これまでは家庭的保育は保育士さんをつけなくてもよかったです。だから、そこへ連携で保育士経験のある方が巡回して指導すると、例えば、うつ伏せで寝てると、こういうことで事故が起きますよと、そういう指導ができるから連携型で認めるということだったと思うんですが、それを今回外そうということなんです。外すというのは、ほかの地域型の小規模型ということていくわけですけども、そこをお伺いするんです。小規模型はA、B、Cとあるんですが、改正案のところA型とか赤字で書いてある3ページのところです。3ページの第3項の第1号ですか、当該家庭保育事業者が家庭的保育事業を……。

**西井委員長** 谷原委員、3回目なので質問できません。

ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 本件は省令の変更に伴うものということですけども、そもそも論になるんですけども、葛城市家庭的保育事業等のという条例の変更になるわけですけど、家庭的保育事業所、先ほども出てましたけども、A型、B型、C型とあるわけですね。一番最初を見ると、市長の監督のもとに運営をすると、こうなってるわけです。市は管理というのか、把握をしてるということですけど、幾つあって、具体的にはどれというのがわかったら教えていただきたいというふうに思います。

**西井委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 子育て福祉課の井上でございます。

ただいまのお問い合わせでございますが、現在、葛城市内におきましては、このような事業所はございません。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員、さっきの質問として、簡単に言ってもらったら。

谷原委員。

**谷原委員** 現在にはないというのは、同様の条例改正案が前回も出まして、私も質問しましたので、ないことはわかりつつ、ただ、今後、全国でもふえておりますし、地方都市でもふえてるということなので、質問させていただいてます。

先ほどですけども、小規模型のA、B、Cというところは全て保育士を必要としているのか、あるいは家庭的保育事業と同じように、保育士ではなくて研修を受けた者でもよいとなっているのか、お聞かせください。

**西井委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 子育て福祉課の井上でございます。委員のお問いでございます。

まず、小規模事業所にはAからCまでございます。そのうちのAにつきましては、職員数につきましては、保育所の配置基準プラス1名という形になっておりまして、職員資格につきましては保育士となっております。

次にですが、B型でございます。B型も保育所の配置基準プラス1名ということになってるんですけども、職員の資格につきましては、2分の1以上が保育士となっております。保育士以外には、先ほど申しました研修を受けた方が携わっていただける形になります。

最後に、C型でございます。こちらの方ですけども、保育的保育者が職員資格になっておりますので、そういうことからいいますと、必ずしもということではございません。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ということで、あそこはC型は入ってないわけです。つまり、やはり保育士の方がちゃんと巡回して、連携して指導できるようにということの内容だろうと思います。しかしながら、葛城市ではいずれもないわけですから、できたとしても、保育所あるいは幼稚園の方が巡回するんだろうなと思います。しかし、こういう形で次第に規制がとられていくと。とにかく、ベビーホテルまではいかないんだけど、そういう形でできるだけ受け入れようということなんだろうと思います。

次にお伺いしますけれども、これは、連携の問題です。次に、調理の問題です。食事の提供の問題であります。これは、保育所の基本的な考え方というのは、特に乳児です。4歳児以上とかではなくて、乳児の場合、あるいは1、2歳も入れてもいいと思います。保育所の中で幼い子の調理についての保育の基本的な考え方はどうなっているのでしょうか。

**西井委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 基本的な考えといたしましては、そちらに通われるお子さんの年齢ですとか、健康状態ですとか、また、例えば、アレルギー、アトピー、いろいろ季節によっても状態が変わってまいります。その中でそういったものをきっちり把握できるような仕組みで対応させていただくと、食事を提供させていただくということが一番必要になってる部分だと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 例えば、これまでの家庭的保育の今の現状は、どういう現状が認められていて、これがわかりやすく言うとどう変わるのか。それを伺わせてください。

**西井委員長** 3回目になるで。

ほかに質疑される委員はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないということで、谷原委員。

**谷原委員** わかりました。すいません。

**西井委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 委員のお問い合わせについてお答えさせていただきたいと思っております。

こちらの省令改正の前にパブリックコメントを政府が出されております。そちらの方の概要をご説明させていただきましたら、お答えになると思うんですけども、家庭的保育事業における食事の提供及び食事の外部搬入につきましては、居宅で保育が行われている家庭的

保育事業では、調理設備の確保が困難等の理由で、乳幼児への食事の提供が事務所内で調理して提供する方法で行われておらず、また、家庭的保育事業では、個人事業主が約8割を占め、同一または関連法人がないため外部搬入が難しい状況であることを踏まえ、現行の経過措置を延長されることになったものでございます。ですので、そもそも、なかなかできにくかったものであったものが、これは、国の方も言うておられるんですけども、いち早く新たな新制度で待機児童等をなくしていくという大きな趣旨に沿うような形で法整備されたものでございます。その中で、平成27年4月1日から施行はしましたが、このようなものにつきましても、達成しにくいものにつきましても、それからの5年間の経過措置を設けられたものでございます。その中で、平成27年4月1日から平成32年3月末で経過措置が切れてまいります。そういった状況ではありますが、現実、今そのような状況を、先ほど申しましたが、8割の方が個人事業主ということで、なかなかハードルを超えることができないというような現状から、このままこれを延長しないことには、今、参入いただけてます家庭的事業者の方が、もうあと1年半ぐらいで引き続き事業をやっただけなくなってまいります。そういったことから今回の法改正をするものでございますので、私どもの葛城市におきましても、先ほどお問い合わせの中で、今はございませんということを申しておるんですが、今後、いずれかの段階でそのような参入していただく方があらわれることも考えられます。そんなときに全国の基準と同じように合わせさせていただくことによりまして、葛城市も選んでいただけると。葛城市がハードルが高いということではなく、選んでいただける1つとして今後に対応するべく改正するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

**西井委員長** よろしいですか。

**谷原委員** はい。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議をご希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 国の基準に従って改正するということでありますけれども、基本的にこの議会で決めることでありますから、反対の立場からご意見を申し上げます。

私、今2つほど質問いたしました。調理の部分と連携の部分であります。私は、保育事業が高まっていくというのはわかっているんですが、そのために葛城市として受け入れをどうするかといった場合に、私は、あくまで施設型で、認定こども園も含めて、これから幼稚園の動向が、消費税が10%に上がる、これは私は反対ですけれども、上がった場合、葛城市の幼稚園はどうなるかなと、保育事業はどうなるかなと思うんでありますけれども、そうした保育事業は、できるだけ施設型で行っていくということをやすべきであると。なぜかと申し

ますと、地域型保育というのは非常に基準が、先ほどありました、保育士を配置しなくてもいい、研修でいいということでもあります。それから、調理の部分もやっぱりそうですし、1人当たりの乳児に必要とするスペース、これも施設型と大きく違います。そうすると、子どもの間に格差と不平等を持って育てていくということがあってはならないと思うので、幸い地域型の保育事業というのは葛城市でまだありませんけれども、今後そういうことがあり得ることがないように、従来の施設をぜひ充実させて、そこで高い基準の保育をぜひやっていただきたいんです。そういう意味で、今回、国の方はいろんな地方都市、それから、特に大都市なんかでは待機児童の問題が出ている場合、こういうことに頼って、これでも本当にありがたいという方がたくさんおられるのはよくわかるんです。わかるんだけど、こと葛城市についてはそういう状態でないわけですから、今後、行政の方としてはそういう姿勢で臨んでいっていただきたいと思う観点からの反対でございます。

とりわけ調理の面についても、私、最初、これ、一番びっくりしたのは、家庭的保育というから、これだったら5人までだし、乳幼児だから、空きスペースとか空き家になりましたと。そこで保育経験のある方が、近所の方が預かってやりますと。当然、調理スペースもありますから、子どもの顔を見ながら、まさに家庭的に保育がされるところかなというイメージがあったんです、名前から。ところが、実際あけてみますと、調理室はなくてもいいですよ。さらには、調理室については幾つか連携するところから運んでもいいですよ。さらには、それが外れて、言ってみれば、新庄にあります給食センターから運んでいただいてもいいですよ。子どもの顔が見えなくても、どんどん遠いところで調理したものが運ばれるということが許されることになります。そうすると、やっぱりこれは子どもさんにとってもよくないことですし、そういう観点から、この条例には反対させていただきます。

以上です。

**西井委員長** ほかに討論はございませんか。

内野副委員長。

**内野副委員長** 私は今回、議第49号の葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の国の改正は、省令施行後3年が経過をする中、いずれも要件を満たしていることが困難である実態を踏まえて、地方からの要望を受けて改正が行われたものでございます。内容といたしましては、家庭的保育事業等の運営基準を緩和するものであり、待機児童を解消するために、葛城市においても家庭的保育事業等に新規参入しやすく、運営を継続していただきやすい基準を整えることも重要であると考えます。改正内容は、国に従うべき基準とされている規定に準じて葛城市の条例を改正するものでございますので、適正な改正と考えます。また、先ほども子育て福祉課長から丁寧なご説明がございました。このことも踏まえて十分納得させていただきましたので、私は賛成をさせていただきます。

以上です。

**西井委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**西井委員長** 起立多数であります。よって、議第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時18分

再 開 午前11時30分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、議第50号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま、議第50号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてでございます。これにつきましては、奈良県の葛城地区清掃事務組合というものにつきましては、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、河合町、広陵町の4市4町において、し尿及び浄化槽汚泥を共同して処理する目的で設立された一部事務組合のことでございます。本案につきましては、4市4町から選出される議員の組合の議員数に大きな開きがあるため、その議員数を変更するとともに、組合運営及び維持補修に関する経費の規定を、組合運営に関する経費と施設維持管理に関する経費に細分化し、これらの経費負担を明確にするため、分担金の区分とその分担割合を変更するものでございます。

まず、お手元に配付の新旧対照表の方をお願いしたいと思います。まず、新旧対照表の左側、旧でございます。黒字のアンダーラインの部分に変更点でございます。右の方は朱書きの部分、これが改正内容でございます。まず、第5条の方でございます。組合の議員の定数を28人から24人に改めるもので、第2号で規定されております大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、4市の議会の副議長を削り、3号、4号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

次に、組合議会の議員の任期を規定しております第6条からでございますけれども、この中からも副議長を削るものでございます。

3ページに移りまして、分担金の区分として規定されております第12条第5号でございます。組合運営に関する経費のみに改め、第6号として、新たに施設維持管理に関する経費を追加するものでございます。

次に、別表、第12条関係でございます。左側、改正前でございますけれども、第5号として、組合運営及び維持補修に関する総額を均等割として10%、処理量割として90%として市町の数や処理量により分担金を算出しておりましたが、改正後、右でございます。第5号におきましては、組合運営に関する経費を市町の数で除したものの、第6号では維持管理経費に関する全体の処理量分からおのこの市町の処理量に乗じて算出するものと規定するもので

ございます。

附則といたしまして、施行期日は平成31年4月1日でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** この案件、各参加している市町村においても、下水道等の普及によって組合員数等を減らす、また、見直すというところ辺、的を得た部分であろうかというふうに思います。それでお聞きしたいのは、まず、これによりまして、改正されることによって葛城市の額が幾らから幾らというより、例えば、どれぐらいふえるのか、どれぐらい減るのかという部分を算定されているだろうと思いますので、それをお答えいただきたいのと、もう一つは、議会からも、また、理事者側からもこの組合議会というものに出てるわけですね。だから、議員の中でも、この中にもその議会に出てる方おられるかと思うんですけども、組合議会の中でいろんな議論、大きな議論になったのか、特に問題なく組合議会の中で決定されたのか。我がまちだけ見るのではなくて、ほかのまちでもいろんな言い分があったのか、その辺をお聞かせいただきたいということでございます。

以上です。2点。

**西井委員長** 庄田課長。

**庄田環境課長** 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのご質問ですけれども、分担金の額についてでございます。葛城市の平成30年度の分担金は、予算で9,061万1,000円を見ております。平成30年度の分担金を変更後の割合で算定しますと8,670万5,000円となり、390万6,000円の減となります。それと、平成31年度、概算ですけれども8,620万5,000円で、平成30年度の変更前からいたしますと440万6,000円の減となります。

それと、もう一つですけれども、この規約の変更の経緯についてでございますけれども、組合議会におきまして、平成20年8月に、組合議会の議員定数が市と町で5対2になっていることについて検討を要望されました。また、平成28年2月に、し尿処理量の減少と経費の関係及び処理単価のあり方について質問がありました。これらの件につきましては、事務局から、アクアセンターとかもきみの湯の整備事業債の償還が完了する平成30年度をめどに検討していきたいと答弁されております。その後、平成28年8月には、組合市町の負担金、他団体のし尿処分量等のあり方について質問があり、事務局から、平成30年度の起債償還をめどに組合運営のあり方について種々検討を始めていると答弁されております。また、平成29年1月30日における首長会議では、3つの事項が確認されました。1つ目は、平成29年度中に組合議会定員数及び分担金の区分に関する事務的協議を行う。2つ目は、平成30年度中に組合規約変更に関する事務手続を行う。3つ目は、平成31年度から変更後の規約を適用するということでした。そして、平成29年度に担当部課長会において事務的協議がなされ、今回の組合規約の変更ということになった次第でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** ありがとうございます。葛城市にとりまして、今年も来年も、アバウトですけど約400万円ぐらい減るでと、こういう話ですよ。葛城市の下水道普及によって、処理量の割合分がふえるという考え方でええのかな。だから、減っていくということでもいいことやと思いますし、組合の議員数も減らすということですよ。これについても私は的を得てる、先ほど冒頭に申し上げたように、こう思っております。この案件についてはそのように思っているんですけど、今の話によると、経緯はわかったんだけど、ほかのまちで言い分とかで、組合として一緒にやってるものですから、もめたというか、大きな議論になったということはないという認識で、予定どおり進んできて、平成30年度に変わるというふうに受けとめておいたらいいわけですか。4市4町の中で大きな議論はなかったと、それを聞いてるだけで、うちだけよかったらええねんと、ほかはどうやったんということを聞いてるわけです。ほか、こんなん言うておりましたということがあれば聞きたかっただけで、それはないということでもいいんですね。なかったらいいと言ってくれはったらいいですよ。

**西井委員長** 阿古市長。

**阿古市長** この改正によりまして、平成31年度4月1日から施行になるわけでございますが、組合の首長会議の中ではいろいろ議論はございました。ただ、組合議会の中ではこの案件に絞った形の議論はなかったように記憶しております。首長会議の中では、この件も含めまして、これからどうしていくのかという長期的なスパンの話も含めまして、いろんな議論があったように認識しております。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようです。質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第50号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第51号、平成30年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託されておりますので、本委員会の関係部分につき、提

案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議第51号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第3号）のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,034万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億4,299万6,000円とするものでございます。

それでは、分割付託されております本委員会に関する部分のみをご説明申し上げます。それでは、歳出からご説明申し上げます。

8ページの方をお願いします。

歳出、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費といたしまして、15節工事請負費では266万8,000円の追加でございます。同じく民生費、国民年金事務取扱費、1目国民年金事務取扱費、13節委託料で94万3,000円の追加でございます。

めくっていただきまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費といたしまして、19節負担金補助及び交付金で240万6,000円の追加、6目保健施設費では、7節賃金で112万5,000円の追加でございます。

下のページに移りまして、8款教育費では、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料で388万8,000円の追加、同じく教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、15節工事請負費では323万円の追加でございます。

続いて、歳入に移らせていただきます。

6ページをお願いします。

歳入といたしまして、13款国庫支出金、3項国庫委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金といたしまして94万3,000円の追加でございます。

以上でご説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました件について、質疑がございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 単純な質問をお伺いします。我々は個別に事前に聞いておるところもあるわけですけども、市民の方もネットで見ておられますので、そういうことでわかりやすい方がいいかなということでお伺いします。

8ページの民生費、保育所費のところの工事請負費、ブロック塀のことですが、どこを改築しているのかという場所をお聞きしたいんです。

同じく10ページの8款、これ、体育施設ですけども、どこの体育施設のどういう工事なのかという、具体的にどこの工事かということがわかればと思いますので、お伺いします。

**西井委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 子育て福祉課の井上でございます。

まず、保育所費の補正についてご説明いたします。當麻第一保育所におきまして、コンクリートブロック塀の改修を行うものでございます。當麻保育所の南側及び西側、こちらの部分がブロック塀ございまして、目視及び図面、現地調査等の構造上の確認、劣化及び損傷等进行检查いたしましたところ、現在の建築基準には適合していないということが判明いたしましたので、今回計上させていただいたものでございます。なお、こちらは平成30年6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受けて、国の方から通知等が、県も通知等がまいったものによるものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 白澤課長。

**白澤体育振興課長** 体育振興課の白澤でございます。

体育振興課の方も今の地震による影響がございまして、市民プール南側のブロック塀が基準に満たないということと、それから、テニスコートに壁打ちがございまして。そちらの方も基準より高さが高かったということでございますので、基準の高さに合わせる工事をしたものであります。それから、プール側につきましては、危険だということでブロック塀をたどり取り壊しております。その取り壊した箇所については新たに基準にあった形で建築するという事で予定しております。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。

**西井委員長** ほかにありませんか。

副委員長。

**内野副委員長** 1つ教えていただきたいんですけども、10ページの8款教育費の中の測量設計委託料388万8,000円なんですけれども、これは、学校のトイレ改修の委託料だと思うんですけども、まず初めに、設計の場所を教えてください。

**西井委員長** 吉井課長。

**吉井教育総務課長** 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問の回答でございますが、場所といたしましては、磐城小学校の新館の1階、2階のトイレ、當麻小学校の北館の1階から3階のトイレ、新庄北小学校南館の1階から3階のトイレの改修に伴います設計委託料でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 副委員長。

**内野副委員長** ありがとうございます。磐城小学校、新庄北小学校、そして、當麻小学校という3校のトイレの改修が行われるということを今、課長の方からお聞きさせていただきましたが、設計の後、大体、これ、いつごろに工事に入る等々わかりますでしょうか。

**西井委員長** 吉井課長。

**吉井教育総務課長** 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問でございますが、工事といたしましては、平成31年度、翌年の夏休み中

の工事を予定しております。

以上でございます。

**西井委員長** 副委員長。

**内野副委員長** ありがとうございます。平成31年度の夏休みに3つの学校のトイレの改修が行われるということをお聞きいたしました。今後も順次、年次を追っていただいて、トイレの改修、進んでいくと思うんですけども、今後ともどうかよろしく願いいたします。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

藤井本委員。

**藤井本委員** どなたか聞かれるかなと思ったんですけど、9ページの保健衛生費のところです。葛城地区病院輪番制運営協議会、この部分についてお聞きをしておきたいと思います。

まず、この協議会は、私の勉強不足かわからないんですけど、初めて私は聞くんですが、まず、これが立ち上がったのはいつかということです。例えば、早くから立ち上がってたんやったら、それはそれでいいけども、新たに立ち上がったんやったら、これ、いつから計画をしてとかいう経緯も教えていただきたいのと、あと、お金を負担するわけで、どういうことをやってくれるのかという、この協議会で何のために負担するのかということです。240万円補正で出ておりますので、よろしく願いします。

**西井委員長** 岩永課長。

**岩永健康増進課長** 健康増進課の岩永でございます。ただいまの藤井本委員の質問について回答させていただきます。

まず、協議会の経緯について説明をさせていただきます。二次救急の輪番制の空白地帯であった葛城地区の現状を是正する必要があると大和高田市立病院の岡本医院長が中心となって、葛城地区内の救急告示病院にお声をかけていただきました。大和高田市立病院、吉本整形外科病院、土庫病院、中井記念病院、済生会御所病院、香芝生喜病院の6病院の賛同を得まして、輪番制を平成30年4月から試行的に開始しております。それとともに、同時に葛城地区の4市1町、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町も二次救急輪番制度の安定した運営を図るために、葛城地区二次救急医療体制会議を設立いたしまして、行政とその他の医療機関で輪番制を実施していく葛城地区の病院群輪番制運営協議会の設立の準備会的なものとさせていただきます。この協議会は平成30年8月16日に設立されたものでございます。

それから、負担金のことでございます。こちらの方は、病院に補助をするための負担金になります。先ほど言ったように輪番制ということで、いつ輪番かといいますと、休日、祝日、年末年始、土曜日、それと、平日の夜間、ここを輪番で当番制をしていただくこととなります。土曜日、休日、祝日、年末年始は12月29日から翌年1月3日まで、午前9時から翌日の9時まで当番をしていただくと。平日は、午後6時から翌朝の9時までというふうになります。当番の医療科目でございますが、内科系と外科系、この2つが日によって2科目あるとき、それと、整形外科が入るときもありますので、3科入るときがございます。

以上でございます。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 大切なところなのでもう少しお聞きしておきたいと思います。最初に言わはったのと、葛城地区病院の出てるのとは違うようにも思うんですけども、今回の協議会の立ち上げが、今おっしゃったのは、今年8月16日に準備会というのを立ち上げられてということですね。説明の中で、わかりやすく教えていただきたいんですけども、今までだったら、じゃあ、どうしてたかという、休日診療所というのがありましたが、そこを使ってくださいというのが、どうかわるのかという、休日診療所に行くより重い人も病院の方で受けていただけるというふうに勝手に私は受けとめてるんですけど、そこら辺もう少し詳しく教えていただきたいのと、これと関係あるからおっしゃったのかわからないんですけども、その前に、うれしい話ですけど、葛城市には病院がないということで大和高田市立病院さんが一生懸命になってくれはって、吉本病院ほか6つの病院が葛城市の救急を受け入れようというお話も、これと関係あるのか、ないのか、先におっしゃってくれはった。そののこをもう少し、2つのことをおっしゃったと思うんですけど、そこをもう少し詳しくお聞きしておきたい。葛城市には病院がないので、大和高田市立病院、土庫病院ほか、香芝、済生会御所病院と、こうおっしゃったけども、ここにこのお金を払ってるものではないんですね。そこが私はわからないんですけど、先に言わはった6つと後からの分との、私も頭の中整理できてないんですけど、もう少し詳しく教えてください。

**西井委員長** 岩永課長。

**岩永健康増進課長** 協議会が設立されたのは8月16日で、それから、大和高田市立病院がその他5病院で計6病院、声をかけていただいて、輪番制度を構築していこうよといったのは、その1年ぐらい前ということになります。それと同時に行政側も協議会を立ち上げて、輪番制度の構築に向けてともに頑張ってきたということになります。

休日診療所に関しましては、実際には、今、二次救急と言ってますが、休日診療は一次救急ということになります。ですので、この輪番制が動いたとしても、一次救急としての休日診療は残ります。一次救急というのは、帰宅可能な軽度な患者に対して行う救急の医療ということになります。先ほど言われたように、葛城地区の休日診療所とかが一次救急の医療機関ということになります。二次救急というのが、24時間体制で患者を受け入れることができるようになっている、手術の必要な方を受け入れる、例えば、救急で搬送されるというふうに思っていたらいいと思うんですけど、救急車を搬送させるに当たって、病院を選定されると思います。病院を選定するに当たって、当番制がなければ救急病院に問い合わせはするんですけども、体制が整ってないとか、そういうことでお断りになることがあるという経緯がございました。

葛城地区の当番制が空白やということなんですけども、ほかは、ほとんど県内、当番制はできております。救急車が受け入れを希望したときに受け入れる率、応需率というのがございます。その応需率というのが、旧の葛城消防署管内が平成27年度、55.2%、平成28年度が60.9%、平成29年度が66.4%と、これぐらいの率になってるんですけど、あと、比較として、

県の平均が、平成27年度が62.1%、平成28年度が69.1%、平成29年度が74.3%となっております。やはり空白であるということがありまして、県の平均よりもかなり受け入れる率が下回っているという現状がございます。そこで、大和高田市立病院の院長が、これではいけないと、葛城地区の患者は葛城地区内で治療するというを言っていただきまして、輪番制を構築することによって応需率を上げていこうと。だから、遠いところに搬送とかもされない、断るのも少なくなって、早く病院に行けるようにしましょうということで、この輪番制を構築することになりました。

このお金は、実際、救急病院でありますので、当然24時間受けるべきところですが、病院にはいろいろ事情がありまして、受け入れができないときとかもございます。診療科目以外の方が当番になっているところもあります。これを当番にすることによって、内科の当番はここですよ、外科の当番はここですよというふうに決めることによって、搬送するときの照会時間を短縮することが可能になるということで、当番制を構築させていただくと。このお金に関しましては、当然24時間受けるべきものですが、内科とか外科として必ず受けてもらうということで、医師とか看護師とか技師を増員して、受ける体制を整えていただくということを前提にお支払いするものなんですけども、当然、人をふやしたからといって、それに見合う患者が来るとは限りません。それを見越した上で、その余力分を3市1町で負担して、安心して救急搬送をしていただこうというのがこの輪番制ということになります。

以上でございます。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 詳しく説明していただいたのでよくわかったし、私だけでなく、安心感というのも、これを聞いてはる葛城市民の方もしたのではないかなというふうに思います。約1年ほど前に大和高田市立病院さんが一生懸命になってくれはったと、そういう経緯ということも説明していただいて、病院の応需率を高めようと、高くなるやろうと、それはそうですね。輪番制でこうやっておいてくれはったらね。だから、たらい回しということが今後少なくなると、こういうふうに思っておいていいですね。ありがとうございました。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 教育費の学校管理費の、先ほど出ました測量設計等委託料のところ、トイレの改修ということが出ました。これ、補正予算で出てるんですけども、学校のトイレを改修していく計画があって、予算化されて順次計画的にやられているものだと私は思ってたんですが、例えば、壊れたとか、破損したとか何かあれば補正予算で組むのかなと思ってたんですが、結構大きな規模になると思うので、そこは考え方として、1つは、実際にトイレを順次、例えば、洋式にかえていくというふうなことが計画でどういうことになっているのか。トイレの改修の計画について聞かせていただきたいんです。

**西井委員長** 吉井課長。

**吉井教育総務課長** 教育総務課の吉井でございます。

ただいまのご質問につきましてですが、トイレにつきましては、委員おっしゃられました

ように、学校の洋式化というのを中心に進めてまいりたいと思っているところでございます。まず、その手始めとしまして、先ほど言いました、磐城小学校、當麻小学校、新庄北小学校という3校から取りかかりたいとは思っておるところでございますが、こちらの方、来年度、施工させていただくに当たりまして、この時期にまずは詳しい内容の調査をさせていただきますまして、設計というのを組ませていただきながら来年度施行させていただくという順番で、今後ともほかの学校についても進めさせていただきたいと思っております。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** つまり、計画を進めていくに当たって、測量設計をまずやっていくと。計画の端緒という理解でよろしいのでしょうか。ありがとうございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第51号議案を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第51号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第52号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。

それでは、議第52号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてのご説明を申し上げます。

1ページの方をお願いいたします。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,598万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,698万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。3ページの事項別明細の方をよろしく申し上げます。

事項別明細の方、上が上段歳入、下が下段歳出でございます。

歳出でございます。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金、23節償還金利子及び割引料といたしまして5,598万4,000円の追加でございます。

次に、上段の歳入でございます。歳入、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金といたしまして5,598万4,000円の追加でございます。

以上、説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第52号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第53号、平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部の異でございます。

それでは、ただいま上程になってます議第53号、平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,556万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,756万円とするものでございます。

事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金で552万3,000円の追加でございます。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料で3,003万7,000円の追加でございます。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分260万2,000円の追加でございます。8款繰越金、1項1目1節繰越金3,295万8,000円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしく願いいたします。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 単純な質問なんですけれども、歳出のところで、基金に積立金を積み立てるということですから、この時期にこういう形で基金を補正で積み立てられるということが仕組み上よくわかっておりませんので、ご説明願えたらと思います。

**西井委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長** 長寿福祉課の森井です。ただいまの谷原委員からのご質問の、今の時点でというご質問だと思います。まず、介護給付費の準備基金積立金といいますのは、平成29年度の保険給付費と地域支援事業費の実績、決算に基づきまして、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金につきまして、未交付分と償還金分について精算した結果、残りの額がちょうど積立金になります。したがって、今回、その精算分と基金の分を、9月のこの補正のときに提案させていただいている次第でございます。

以上です。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** これだけ余ったということですね。1年間やって決算があったから、それで、この時期に入れるということですね。前年度までの積立金がこれだけだったからということで、この次の介護保険料のときにこの積立金のこともまた出てくるかと思っておりますので、わかりました。ありがとうございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審議は終了いたしました。

引き続き、所管事項の調査案件に入りたいと思っておりますが、休憩を挟んでさせていただきます。

休 憩 午後0時15分

再 開 午後1時30分

**西井委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回は理事者側からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆さんから何か確認事項などがございましたらお受けいたしたいと思っております。何かございませんでしょうか。

(「所管事項の調査のところでか」の声あり)

**西井委員長** ごみの減量化について、今のところ理事者側から何もないということですが。

この際ですので、何かございましたら。よろしいですか。

梨本委員。

**梨本委員** 昼からもよろしくお願いたします。

1番目の、ごみ減量化に関する諸事項についての関連なんですけれども、今現在、笛堂地域、施設の方、今年度予算を組んでいただけて進めていただけてると思うんです。その進捗状況、今の段階でお聞かせいただけたらというふうに思っております。よろしくお願いたします。

**西井委員長** 松村部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

笛堂地区の進捗状況でございます。設計の方につきましては発注をかけておりますけれども、設計の内容にはまだ入らせていただけてないのが現状でございます。おおむねこのような地域でこういうものの建物を建てたいということでの調査はしていただけてるようでございますけれども、大字の方の説明会というのが終わりました、その段階で了承いただいて、おおむね進めていこうというところでございます。実際には6月ぐらいから、区の役員の方々等につきましては説明会を行いました。7月に再度の説明会を行いました、役員の中からは建設に同意するという返事の方はいただいております。その中で8月の広報におきまして、役員から、区の方から、市役所の方からこういう説明を受けましたと、区の役員の意見としてはこういうものかという感じで、役所から配らせてもらった資料を全戸配布し、その資料の中で質疑があれば、またそのときに説明会に来てくれというような内容でございました。それが8月の広報で配っていただきまして、8月30日に区民対象での説明会を再度したいということでございましたので、市の方からも赴きました。その中で、当然、配布した資料と同じでございますけれども、館につきましては、大体こういうプレハブ的な建物をこういう感じの長さで建てたい、それも、この場所に建てたいという位置につきましては、もともとあそこに立っておりました新庄の旧クリーンセンターのところにありました焼却炉でありますとか、煙突でありますとか、そういう場所にこういうものをつくりたいですと。あとは、こういう形で駐車場になりますということで、中に置きます機械につきましては、破碎機や発泡スチロールの減容装置を入れたい。もしくは自転車、たんす等の修

理のスペースをこういう形で計画の方をしておりますという形のご説明の方をさせていただきました。

建物に関しての内容につきましては、ほぼ意見もなく終わったような感じでございます。しかし、笛堂の中の方でなかなか総意ではないのかどうかわかりませんが、こちらとしては、役員さんの方にご協議させていただきながら、役員の方としては了解を得られたという形で現在思っているところでございますけれども、9月末の方、日にち等まではうちの方も確認をさせていただいてないのが現状でございますが、笛堂全体としての総会を一度持ちたいというようなことも聞いております。

以上でございます。

**西井委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ありがとうございます。今ご丁寧にお知らせいただきまして、ある程度状況を把握していただいているということで、本当に前回いろんな経緯があって、今回、今年予算化されてると思いますので、しっかりと地元の方との調整を綿密にさせていただいて、スムーズに進めていただきたいというところが1点と、あと、内容につきましては、今、廃棄物の業界自体が非常にごみの分別化、特に中国の廃プラスチックの締めつけなんかで、いろいろ現状が変わってるところもあると思うんです。例えば、発泡の減容機を入れることが本当に採算性に合っているのかも含めて、その内容的なところもぜひ原課の方でしっかりと精査した上で進めていただきたいと。せっかく建てた後の施設が、効果を発揮しないということになってしまってもったいないと思いますので、その点くれぐれも精査していただいた上で進めていただいて、また、議会の方にも、今回も全くこの件に関して報告がないということですので、私の方から質問させていただきましたが、できるだけ積極的にお伝えいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

**西井委員長** ほかに何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思っております。

続きまして、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件についても、今回は理事者側から報告事項は特にないということでございますので、委員の皆さんから何かご確認事項などがございましたらお受けしたいと思っております。何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思っております。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてを議題といたします。

本件につきまして理事者より報告願います。

巽保健福祉部長。

**巽 保健福祉部長** 保健福祉部の巽でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方からは、磐城学童保育所の建設事業についてのご説明を申し上げたいと思っております。

資料の方ですが、1枚目に工程表(案)、この上部の部分が学童保育所の分でございます。それと、2枚目、これは前回と変わりございませんが、配置図をつけさせていただいております。基本的に大きな変更はございませんが、ただ、建設工事の入札の件についてご報告申し上げたいと思います。磐城小学校区学童保育所施設整備工事の入札の件でございますが、9月議会の契約議決を目指しまして、7月17日に最初の公告を行いました。参加表明した業者が1社しかなく、入札の中止を行いました。

続きまして、2回目の公告を8月8日に行い、2社の参加表明がございましたが、入札当日に1社が辞退し、入札中止となりました。そこで、9月4日に3回目の公告を行い、9月20日に開札予定と。そして、翌日21日に参加資格確認申請書類の審査を経て、仮契約を結びたいと考えております。その後の手続等が必要ですので、また市議会の皆様のご理解をお願い申し上げたいと考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 岸本教育部長。

**岸本教育部長** 教育委員会、岸本でございます。

私の方からは、磐城幼稚園の部分についてご説明申し上げます。

1枚目の工程表の下の部分でございます。ほとんど変わりはないんですけども、一番下、事務的な部分、申請関係、下3列、矢印がございますが、前回より少し後ろの方に移動させていただいております。全体の事業の工程としましては、特に変更はしておりません。

それと、もう一つ、一番最後のページ、前回からお示しさせていただいております立面図、平面図等ではなかなかイメージが湧かないということでございましたので、パース図の方をつけさせていただいております。

教育委員会としては以上でございます。

**西井委員長** ただいま報告願いましたが、何かご意見等はございませんでしょうか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしく申し上げます。

入札の件なんですけども、なかなか決まらないという、どういった理由があって、次の9月20日に向けてどういった条件を変えて集まるようにしたのか、お聞かせ願いたいです。

**西井委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 子育て福祉課の井上でございます。

まず、1回目の分でございます。奈良県内に本店、支店または営業所を有する者という参加資格でございました。次に、2回目の参加資格でございます。近畿2府4県に本店、支店または営業所を有する者という条件にいたしました。3回目でございます。今回は、参加する者に必要な資格としまして、過去15年以内の実績におきまして、建築実績、延べ面積1,000平方メートルから500平方メートルに変更いたしました。また、主任技術者実績につきましては、延べ面積500平方メートルから250平方メートルに変更いたしました。

以上でございます。

**西井委員長** 杉本委員。

杉本委員 それは、条件はかなり下がって今回出していると捉えてよろしいですか。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

私の方から杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まずは、条件付一般競争入札という形でやらせていただいております。その条件につきまして、一番最初は市の規定に基づきやったわけなんですけど、その段階で応札いただける業者が少なかったと。当然、原因が何かということでもいろいろと情報収集をいたしました結果、なかなか確定的な証拠といいますか、統計データはないわけですけども、今回は建築工事だけですので、建築業界が、残念ながら東北の震災の影響も引きずってございまして、まだまだあちらこちらで日本各地需要が多いという中で、なかなかこちらの方に参入していただけないのではないかとというふうな分析をいたしまして、それで、まずは本店の所在地の要件を緩和いたしました。参加していただきやすいようにということで、第1弾で緩和いたしました。

その結果として、2回目は、直前までは複数の業者が参加の意向を示していただいておりますので、これは入札が成立するのではないかとこちらの方も期待をしておったわけですが、直前にやはりだめだということで辞退されたということで、再度、条件を見直しいたしまして、今度は参加におきまして、これもそれぞれの建設業者があちこちに現場を抱えていなければ、例えば、技術者の専任の配置等についても、高いハードルのままだと、これは対応できたかもしれませんが、そのあたりの実績、あるいは主任技術者の実績、経験値といいますか、その面についても今回、それぞれの業界が大変、オールジャパン的に現場を抱えていらっしゃるという中で、このハードルも少しまだ高いのかなということで、今回は実績の要件を、比較的、公共的な建物で大きな建物をされた実績という形で当初は要件にしていたわけですが、それを見直したというか、約半分に、1,000平方メートルを500平方メートルに、それから、500平方メートルを250平方メートルにという、半分にするという見直しを行いました。このことによりまして、今度は、今回は参加いただけるのではないかとというふうに期待をしておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ほかにないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思っております。

最後にお諮りします。

ごみの減量化に関する諸事項について、学校給食に関する諸事項について、及び磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備については、事業の進捗などに伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、これら3つの調査事項については、議長に対してそれ

ぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思っております。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

早朝より慎重審議をしてもらいましてありがとうございました。まだまだ今月、決算特別委員会もあるし大変なときでございますが、どうか体に留意してもらって、慎重審議してもらいたいと、まだまだ本会議が終わるまで頑張ってもらいたいと思います。どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後1時46分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 西 井 覚